

問Ⅵ - 2 - ④（区分経理）

区分経理を行い、他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額の欄に計上することになりますか。

答

- 1 他会計振替額は、正味財産増減計算書内訳表における経常外増減の部の下に表示されており、基本的には利益ベースでの振替を会計区分間で行う場合に表示することが考えられています。したがって、収益事業等から生じる利益を公益目的事業会計に繰り入れる場合には、他会計振替額を用いることとなります。

正味財産増減計算書内訳表  
平成X年4月1日から平成X+1年3月31日まで

（単位：千円）

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	A事業	B事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
…					
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
…					
(2) 経常外費用					
当期経常外増減額					
他会計振替額					
当期一般正味財産増減額					

- 2 また、収益事業等会計で発生した利益を管理費の財源に充当する場合にも、他会計振替額を用いて財源を振り替えることとなります（問Ⅵ - 1 - ②参照）。
- 3 ご質問のうち、他の会計区分における収益についての取扱いはその科目により異なります。例えば、会費収入など法人内のルールにより、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、振替ではなく、直接各会計の経常収益区分に計上することとなります。
- 4 各事業対価収入のほか、各事業に発生する収益については直接内訳表の経常収益区分に計上することになりますが、法人に共通的に発生する可能性のある収益科目については、例えば以下の（表1）に示した方法によることとなります。

(表 1) 直接区分の基準

経常収益科目	配賦方法
寄附金収入	用途の定めにより配賦。なお、公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。
補助金収入	用途の定めにより配賦
会費収入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 徴収に当たり用途を定めた場合には用途の定めにより配賦</li><li>・ 用途の定めのないものは50%を公益目的事業に配賦</li></ul>
財産運用益	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資産の区分方法に従う。</li></ul>
公益目的事業対価収入	公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。